

企 画 部

令和3年（2021年）5月25日調製

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の骨子……………	1～2

1 函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する
条例の骨子

(1) 改正理由

控除対象特定非営利活動法人等の事業報告書等について、閲覧または公表の対象から個人の住所等に係る記載の部分を除外することができることとし、ならびに控除対象特定非営利活動法人が事業年度ごとに市長に提出する書類について、資産の譲渡等に係る事業の料金に関する書類等および既に市長に提出しているものと内容に変更がない場合に係る役員報酬規程等の提出を不要とするため

(2) 改正内容

ア 控除対象特定非営利活動法人が行う事業報告書等の閲覧または公表の対象から個人の住所または居所の記載部分を除くこととする。(第4条第1項第7号、第11条第2項～第3項、第19条第2項第5号)

イ 控除対象特定非営利活動法人の役員報酬規程および職員給与規程について、変更がない場合は毎事業年度の書類の提出を不要とする。(第13条第1項)

ウ 控除対象特定非営利活動法人の資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類について、毎事業年度の書類の提出を不要とする。(第13条第1項)

(3) 施行期日

令和3年6月9日から施行する。

(4) 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(指定のために必要な手續を行う基準)</p> <p>第4条 市長は、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手續を行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを当該特定非営利活動法人の市の区域内の事務所において閲覧させること。</p> <p>ア 事業報告書等、役員名簿および定款等 イ 前条第2項第2号および第3号に掲げる書類ならびに第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類および同条第3項の書類</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(指定のために必要な手續を行う基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、<u>当該書類(アに掲げる書類については、個人の住所または居所に係る記載の部分を除いたもの)</u>を当該特定非営利活動法人の市の区域内の事務所において閲覧させること。</p> <p>ア (略) イ (略)</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(事業報告書等の閲覧等)

第11条 (略)

(新設)

2 控除対象特定非営利活動法人は、前項に規定する書類のうち事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録ならびに定款等について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表しなければならない。

(役員報酬規程等の提出等)

第13条 控除対象特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度1回、前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類を市長に提出しなければならない。

2・3 (略)

(指定の取消しのために必要な手続を行う基準等)

第19条 (略)

2 市長は、控除対象特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。

(1)～(4) (略)

(5) 正当な理由がないのに、第11条第2項または第12条第5項の規定に違反して、書類を公表せず、または虚偽の書類を公表したとき。

(6)～(8) (略)

3 (略)

(事業報告書等の閲覧等)

第11条 (略)

2 控除対象特定非営利活動法人は、前項の請求があつた場合において、事業報告書等または役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらの書類の個人の住所または居所に係る記載の部分を除いて閲覧させることができる。

3 控除対象特定非営利活動法人は、第1項に規定する書類のうち事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録ならびに定款等について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表しなければならない。この場合において、控除対象特定非営利活動法人は、個人の住所または居所に係る記載の部分を除いて公表することができる。

(役員報酬規程等の提出等)

第13条 控除対象特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度1回、前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類(同項第3号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。)を市長に提出しなければならない。ただし、同項第2号に掲げる書類については、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(指定の取消しのために必要な手続を行う基準等)

第19条 (略)

2 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 正当な理由がないのに、第11条第3項または第12条第5項の規定に違反して、書類を公表せず、または虚偽の書類を公表したとき。

(6)～(8) (略)

3 (略)